

## 年収・貯蓄等調査票の調査項目の検討について

年収・貯蓄等調査票の調査項目に関しては、前回調査以降に新たに生じた世帯向け金融商品や制度のうち影響が大きいと見込まれるもの等について、記入者負担に配慮した上で追加すべき調査項目や記入方法を検討する必要がある。

### 1. 「Ⅰ 年間収入について」の検討事項

#### ○「社会保障給付」の調査項目への追加

平成 26 年の調査では、公的年金・恩給以外の社会保障給付は「(10)その他の年間収入」に含むこととしている（調査票に例示として健康保険、雇用保険からの給付、児童手当などを含むことを記載。なお、「その他の年間収入」には社会保障給付のほか、印税収入などを含む。）。年間収入の内訳として社会保障給付を分離把握することで、より OECD の定義<sup>(注)</sup>に沿ったデータを収集できる。

社会保障給付に含まれるものとしては、雇用保険法に基づく給付、育児休業給付金、健康保険法に基づく給付、労災補償法に基づく給付、生活保護法に基づく給付、高齢者医療の確保に関する法律に基づく給付、児童手当、母子・父子手当、障がい者手当などが想定される。

(注) OECD の定義では、社会保障給付と印税（財産収入）を区別している。

### 2. 「Ⅱ 貯蓄現在高について」の検討事項

#### ○ 積み立て N I S A (平成 30 年 1 月～)について

N I S A は毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度である。従来の N I S A は毎年 120 万円を上限として金融商品を購入可能で非課税期間を最長 5 年間としているのに対し、積み立て N I S A は積立購入が原則となっており、毎年 40 万円を上限として金融商品を購入可能で 20 年間の非課税期間があるのが特徴である。

なお、積み立て N I S A の対象商品は投資信託となっている。

※ N I S A : 平成 26 年 1 月にスタートした個人投資家のための税制優遇制度。N I S A では毎年 120 万円を上限として、上場株式・株式投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となる。

<参考> (平成 29 年 9 月末時点 出典：金融庁 HP より)

N I S A 口座数	1,101 万 9,033 口座
N I S A 口座における買付額	11 兆 8,716 億 1,145 万円
うち平成 29 年の利用枠による買付額	2 兆 4,620 億 5,908 万円

## ○ 個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））について

平成 13 年に施行された確定拠出年金法に基づいた制度。従来は加入できる対象者が 自営業者（第 1 号被保険者）、勤務先に企業年金がない会社員（第 2 号被保険者）に限定されていたが、法改正により平成 29 年 1 月から 20 歳以上 60 歳未満のほぼ全ての人が加入可能になった。

### 対応方針

積み立て N I S A 及び個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））については、それぞれ既存の制度の拡充に関する変更があったものであり、調査項目の新設等の特別な対応は必要ないと考えられる。なお、現在、平成 26 年の「記入のしかた」において N I S A の記入方法について掲載しているところであるが、積み立て N I S A 及び個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））についても、世帯が記入しやすいよう「記入のしかた」や Q & A などに取扱いを明記することとしたい。

## ○ 仮想通貨の取扱いについて

近年、仮想通貨が投資や決済手段の対象として注目されており、日本においても取引が増加している。日本では平成 28 年の資金決済業法の改正により、仮想通貨を法令により定義し、仮想通貨と法定通貨を交換する取引所を「仮想通貨交換業」として、金融庁への登録が必要になったところ（別紙参照）。

資金決済業法では、仮想通貨の定義を以下の性質を持つ財産的価値としている。

- ①不特定多数の者に対して、代金の支払等に利用でき、かつ、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できる。
- ②電子的に記録され、移転できる。
- ③法定通貨又は法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない。

現在、日本において取引可能な仮想通貨は、日本仮想通貨事業者協会を例に挙げると取扱い仮想通貨の種類は 30 種類ほどとなっている。日本における仮想通貨の普及率は正確な情報が公開されていないため詳細は不明であるが、民間シンクタンクの調査では、仮想通貨を現在利用している人の割合は 2 % 程度<sup>注</sup>とされている。

注：博報堂生活総合研究所「お金に関する生活意識調査（第一回）」より。本調査はモニター調査であり、平成 29 年にインターネットを用いて調査。20～69 歳の男女 1,500 人の回答を集計したもの。

また、SNA における仮想通貨の取扱いについて、現状を確認したところ以下のとおりとなっている。

- ・仮想通貨は現在、日本の SNA に含まれていない（SNA の国際基準や日銀の資金循環統計においても同じ）。

- ・実物資産と金融資産のどちらに分類するのかなど、統計上の取扱いについて国連統計委員会等でまだ議論がされていない。

### 対応方針

仮想通貨の普及率は低水準にあり、また、仮想通貨の統計上の取り扱いについても定まっていない状況において、全国消費実態調査で資産として調査することは時期尚早であると思われる。

なお、仮想通貨を調査対象とする場合は、貯蓄現在高とは別に調査項目を設け、集計上も他の資産とは別建てで表章する。

### ○ 貯蓄現在高の「(8) 合計」の内訳(再掲項目)の調査項目の削除の検討

平成 26 年までの調査では、貯蓄現在高の合計の内訳(再掲項目)として「年金制度が組み込まれている貯蓄」と「外貨預金・外債・外国株式」の現在高を調査しているが、各府省、都道府県の利用状況をみても利用されていないことから、削除する方向で検討する。

## 3. 「Ⅲ 借入金残高について」の検討事項

### ○ 奨学金に係る借入金の保有状況について

世帯の奨学金に係る負債の保有状況や返済状況について新たに調査を行う場合は、新たに奨学金に係る借入金の有無、借入金残高に関する調査項目を追加する必要がある。

また、支出側から奨学金の返済額を調査するためには家計簿上の措置も必要となる(口座振替欄へのプレプリント等)。奨学金に係る負債現在高及び毎月の返済額の調査について以下のとおり検討する。

#### ① 調査方法

奨学金に係る負債現在高は年収・貯蓄等調査票で、毎月の返済額は家計簿で調査することが考えられる。調査ごとに把握できる調査項目は下表のとおりである。

調査	調査票の種類	調査項目
家計調査	—	—
全国消費実態調査ロングフォーム(案)	年収・貯蓄等調査票 家計簿	負債現在高 毎月の返済額
全国消費実態調査ショートフォーム(案)	年収・貯蓄等調査票	負債現在高
全国単身世帯収支実態調査(案)	年収・貯蓄等調査票 家計簿	負債現在高 毎月の返済額

② 単身世帯の集計世帯数（見込み）

奨学金の返済負担問題を検討する上では、若年単身者の状況を十分な精度で把握できることが必要と考えられる。そこで、奨学金に係る負債現在高がある単身世帯の集計世帯数（見込み）は以下のとおりである。

〔負債現在高〕

$$\begin{array}{r}
 \text{ロング+} \\
 \text{ショート} \\
 \text{標本規模} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{約 14,200}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{H26 全消の} \\
 \text{40 歳未満} \\
 \text{世帯割合} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{8.9 \%}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{H31 全国単身} \\
 \text{世帯収支実態} \\
 \text{調査標本規模} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{約 1,700}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{H26 全国単身} \\
 \text{世帯収支実態} \\
 \text{調査の 40 歳} \\
 \text{未満世帯割合} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{48.0 \%}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{40 歳未満} \\
 \text{単身世帯の} \\
 \text{標本規模} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{約 2,100}
 \end{array}$$

→

$$\begin{array}{r}
 \text{40 歳未満単身} \\
 \text{世帯の標本規模} \\
 \text{約 2,100}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{大学進学率 1)} \\
 \text{52.6 \%}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{奨学金受給割合 2)} \\
 \text{51.3 \%}
 \end{array}
 =
 \boxed{\text{約 560}}$$

〔毎月の返済額〕

$$\begin{array}{r}
 \text{ロング} \\
 \text{標本規模} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{約 6,900}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{H26 全消の} \\
 \text{40 歳未満} \\
 \text{世帯割合} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{8.9 \%}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{H31 全国単身} \\
 \text{世帯収支実態} \\
 \text{調査標本規模} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{約 1,700}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{H26 全国単身} \\
 \text{世帯収支実態} \\
 \text{調査の 40 歳} \\
 \text{未満世帯割合} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{48.0 \%}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{40 歳未満} \\
 \text{単身世帯の} \\
 \text{標本規模} \\
 \text{(見込み)} \\
 \text{約 1,400}
 \end{array}$$

→

$$\begin{array}{r}
 \text{40 歳未満単身} \\
 \text{世帯の標本規模} \\
 \text{約 1,400}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{大学進学率 1)} \\
 \text{52.6 \%}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{奨学金受給割合 2)} \\
 \text{51.3 \%}
 \end{array}
 =
 \boxed{\text{約 380}}$$

1) 文部科学省「平成 29 年度学校基本調査」(大学(学部)への進学率(平成 29 年 3 月に高校等を卒業した者及び過年度高卒者等))。なお、進学率は年々上昇しているため、40 歳未満単身世帯の平均大学進学率は 52.6%より低いと考えられる。

2) 日本学生支援機構「平成 26 年度学生生活調査」(奨学金の希望及び受給の状況(大学昼間部))

③ 集計について

集計世帯数が少ないため、負債の有無別消費支出の集計は可能であると思われるものの、それ以上の詳細なクロス集計(負債返済額階級別の収支など)は厳しいと思われる。

**【参考】 年収・貯蓄等調査票に関する結果利用面からの主な要望（地方自治体、各府省等）**

- ・家計属性毎の消費・資産等の実態をみるための分析に使用することが多いほか、動態統計のベンチマークとして使用することが多いため、属性毎に細かく分析をしても問題がない精度を確保することが最も重要であると考えている。そのうえで、資産項目についても（家計収支項目などと同様に）、年齢階級別を5歳刻みで公表できないか。
- ・貯蓄と負債現在高の差額（金融資産）階級について、富裕層が保有する金融資産等の状況を把握する観点から、現在の分類では「2000万円以上」となっている階級を細分化していただきたい。（例えば、「2000～3000万円」、「3000～4000万円」、「5000万円以上」のように細分化。）

※新規の追加調査項目の要望なし

## 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

## （目的）

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、仮想通貨の交換等及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

## （定義）

## 第2条

5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。

一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。

8 この法律において「仮想通貨交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

9 この法律において「外国仮想通貨交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて仮想通貨交換業を行う者をいう。

## 貯蓄・負債に係る全国消費実態調査の利活用状況（各府省等）

資料4 参考2

府省等	部局名	利用している集計事項	具体的な利用実績
国土交通省	住宅局住宅政策課	06. 資産	世帯主の年齢階級別1世帯あたりの保有資産の状況の推移を住宅経済関連データとして公表するため、以下の項目を用いている。 (利用している項目) 第69表 世帯主の年齢階級別における下記項目 総資産額、金融資産、実物資産、現住居・現居住地、耐久消費財資産額、会員権
財務省	財務総合政策研究所 財政経済計量分析室	05. 貯蓄・負債 06. 資産	・資産格差の分析の為に以下の資産項目を利用している。 (利用している項目) 資産総額、金融資産、実物資産、貯蓄現在高、負債現在高、住宅・宅地資産額、耐久消費財資産額、会員権、通貨性預貯金、定期性預貯金、生命保険など、有価証券、宅地、住宅
文部科学省	生涯学習政策局	05. 貯蓄・負債 06. 資産	国立女性教育会館で作成・公開している「女性と男性に関する統計データベース」 ( <a href="http://winet.nwec.jp/toukei/">http://winet.nwec.jp/toukei/</a> ) において28件の統計を利用している。
厚生労働省	社会・援護局保護課	05. 貯蓄・負債 06. 資産	生活保護基準の検証のために、世帯類型（高齢単身世帯、高齢夫婦世帯、夫婦子一人世帯、一人親子一人世帯等）別、年間収入や消費支出額五十分位等ごとに、生活扶助相当消費支出額や十大品目別支出額、固定的経費・変動的経費（分類方法は家計調査に準じた）の支出割合や支出額等を算出し、変曲点（所得が低下した際に急激に消費が落ち込んでいく点）や抵抗線（所得が低下しても一定の消費水準を維持しようとする線）が現れるかどうか等の分析を行った。 分析結果については、社会保障審議会生活保護基準部会資料として公表した。（下記アドレス参照） <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000172396.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000172396.pdf</a> <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000176354.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000176354.pdf</a> <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000179162.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000179162.pdf</a>
金融庁	総務企画局市場課総務係	06. 資産	金融資産に係る世代別分析として、「家計資産に関する結果」を利用（下記リンク先資料のP. 21～23）。 < <a href="http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryou/20160802/03.pdf">http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryou/20160802/03.pdf</a> > (利用している項目) 集計世帯数、世帯数分布(抽出率調整)、金融資産、貯蓄現在高、通貨性預貯金、定期性預貯金、生命保険など、有価証券、その他、年金型貯蓄。負債現在高、うち住宅・土地のための負債
金融庁	総務企画局市場課総務係	05. 貯蓄・負債 06. 資産	各世代における実物資産を含めた資産の保有状況や支出・消費の状況について、以下の項目を用いて分析を行う。 (利用している項目) 金融資産、貯蓄現在高、通貨性預貯金、定期性預貯金、生命保険など、有価証券、その他、実物資産、住宅・宅地資産額、現住居・現居住地、宅地、住宅、現住居以外・現居住地以外 持ち家、消費支出
日本銀行	調査統計局経済統計課	05. 貯蓄・負債 06. 資産	○対外公表物では以下のようなものがあり。 ・年齢階層別の資産分布（「長期金利の変動要因：主要国のパネル分析と日米の要因分解」 <a href="https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2012/wp12j06.htm/">https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2012/wp12j06.htm/</a> ） ・家計部門の資産構成（「日本の人口動態と中長期的な成長力」 < <a href="https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2012/ron120831a.htm/">https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2012/ron120831a.htm/</a> >） ・年収階層別の世帯分布（「展望レポート（2016年10月）BOX3」 < <a href="https://www.boj.or.jp/mopo/outlook/box/data/1610BOX3a.pdf">https://www.boj.or.jp/mopo/outlook/box/data/1610BOX3a.pdf</a> >） ○内部での分析でも、上記のような家計属性毎の消費・資産等の実態をみるための分析を中心に使用。 ○また、他の動態統計（例えば家計調査など）を使う上でのベンチマークとして使用。

貯蓄・負債に係る全国消費実態調査の利活用状況（都道府県）

市都 町道 村府 名 県	部局名	利用している 集計事項	具体的な利用実績
青森 県	企画政策部統計分析課経済統計グループ	05.貯蓄・負債	○県民経済計算・市町村民経済計算の算定基礎として使用
岩手 県	政策地域部調査統計課	05.貯蓄・負債	年刊の「いわて統計白書」に、全国消費実態調査を用いた統計表を掲載
宮城 県	震災復興・企画部（統計課）	05.貯蓄・負債 06.資産	(1) 県民経済計算の推計に利用している。 (利用している項目) 生産系列>一人当たりの負債現在高のうち住宅・土地の負債額（二人以上世帯） 分配系列>一人当たりの負債現在高のうち住宅・土地の負債額（二人以上世帯）、品目別一世帯当たり1か月の支出のうち「地代」支払いのある世帯の平均値、 品目別1世帯あたり1か月の支出のうち「信仰・祭祀費」（単身者）、「他の負担費」（単身者）、「国内遊学仕送り金」（単身者）、「他の仕送り金」（単身者）、 地域、品目別1世帯あたり1か月の支出のうち「国内遊学仕送り金」（二人以上の世帯・宮城県）、「他の仕送り金」（二人以上の世帯・宮城県） 支出系列>品目別一世帯当たり1か月間の支出（二人以上世帯）・全国及び宮城県、男女別一世帯当たり1か月間の収入と支出（単身世帯）・全国  (2) 宮城県の結果を宮城県のホームページに掲載するにあたり、全国と宮城県を比較するために利用している。 二人以上の世帯と二人以上の世帯のうち勤労者世帯、世帯主の年齢階級別 10大支出、貯蓄現在高、年間収入、負債現在高、主な耐久消費財数量と普及率、家計資産
秋田 県	企画振興部調査統計課	05.貯蓄・負債	県民経済計算の家計最終消費支出を計算する際に、国民経済計算の12目的分類別家計最終消費支出額を分割推計するために使用。 結果表に掲載されている最も細かい分類をすべて使用。
福島 県	企画調整部統計課	05.貯蓄・負債 06.資産	① 福島県の結果の概要 ② 県民経済計算の推計として利用
本宮 市	市長公室政策推進課	06.資産	各種計画の策定及び施策の推進
埼玉 県	総務部統計課	05.貯蓄・負債	県民経済計算の推計に利用 ・財産取得の推計時に分割比率として一世帯当たり負債現在高、家計調査の修正倍率として一世帯当たり地代を使用 ・家計最終消費支出の推計時に一世帯当たり消費支出額、貯蓄現在高を使用
千葉 県	総合企画部統計課	05.貯蓄・負債	県民経済計算の推計において、全国値に対する県比率を算出するため、下記項目の全国値を利用する。 「貯蓄・負債の現在高と保有率」 ○「消費者負債利子」の推計のため、「貯蓄・負債に関する結果」のなかで、地域編「年間収入階級別1世帯当たり貯蓄・負債の現在高と保有率」のうち「負債残高」の全国値。 ○「定型保証産出額」の推計のため、「貯蓄・負債に関する結果」のなかで、地域編「地域別1世帯当たり貯蓄・負債の現在高と保有率」のうち「二人以上の世帯」の「住宅・土地のための負債」の全国値。
東京 都	総務局統計部	05.貯蓄・負債	都民経済計算の非生命保険業（定型保証）のうち、住宅ローンを提供する機関の全国値按分比率の算出に使用。 (全国値按分比率=一世帯当たりの負債現在高のうち住宅・土地の負債額（二人以上世帯）の全国比率)
東京 都	総務局統計部	05.貯蓄・負債	・都民経済計算の家計支払い利子を計算する際に使用 (利用している項目) 一世帯当たりの負債残高、一世帯当たりの住宅・土地のための負債額 ・都民経済計算の家計支払い仕送り金を計算する際に使用 (利用している項目) 一世帯当たりの遊学仕送り金、その他の仕送り金
東京 都	総務局統計部	05.貯蓄・負債	都民経済計算作成において家計最終消費支出の推計に利用している。 ○「全国の一世代当たりの支出額」推計に利用。 (利用している項目) 一世帯当たり貯蓄現在高のうちの有価証券（二人以上世帯）
東京 都	主税局総務部総務課	05.貯蓄・負債	

市 道 村 府 名 県	部 局 名	利用している 集計事項	具体的な利用実績
横 浜 市	政策局 総務 部 統計情報 課	05. 貯蓄・負債 06. 資産	本市分について、横浜市統計書及び横浜市統計ポータルサイトへ掲載し、情報提供
川 崎 市	統計情報課	05. 貯蓄・負債	・川崎市統計書で掲載を行っています。全国消費実態調査結果から川崎市の結果を抽出し、公表しています。 具体的には川崎市ホームページをご覧ください。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-15-0-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-15-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a> 最新年度の平成28年版での掲載は、次のページになります。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000084967.html">http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000084967.html</a> ここの添付ファイル7-10が全国消費実態調査結果を利用して掲載しています。
相 模 原 市	企画財政局企 画部情報政策 課	05. 貯蓄・負債	調査結果のうち相模原市分を集計し、相模原市統計書に掲載している。
鎌 倉 市	総務課統計担 当	05. 貯蓄・負債	統計書に掲載
秦 野 市	政策部行政経 営課統計担当	05. 貯蓄・負債	毎年発行している統計要覧「統計はだの」の71表「世帯当たり1ヶ月の収入と支出」に当該調査結果の数値を掲載しています。
新 潟 県	総務管理部統 計課統計情報 班	05. 貯蓄・負債 06. 資産	新潟県統計年鑑等の統計刊行物作成のために利用
新 潟 県	総務管理部統 計課調査解析 班	05. 貯蓄・負債	新潟県県民経済計算推計に利用 ※（ ）内は利用項目 【生産系列】 「金融・保険業」産出額推計時に、国値の分割比率として利用。（一世帯当たりの負債現在高のうち住宅・土地の負債額（二人以上世帯）） 【分配系列】 「財産所得（利子、土地賃貸料）」「その他の経常移転」の推計時に、本県値や国値の分割比率として利用。 （一世帯当たり負債現在高、地代支払のある世帯の1ヶ月地代、信仰・祭祀費、他の負担費、遊学仕送り金、その他の仕送り金） 【支出系列】 「家計最終費支出」の下記項目推計時に利用。 目的別分類支出額、支出対象外（控除）品目、有価証券現在高対全国比（品目別消費支出の全項目、有価証券現在高）
富 山 県	統計調査課 生計農林係	05. 貯蓄・負債	
福 井 県	総合政策部 政策統計・情 報課	05. 貯蓄・負債 06. 資産	当県結果との比較のため全国結果を利用し、当県の結果概要として県のホームページに公表。 （利用している項目） 費目別および品目別の家計収支、世帯人員、有業人員、世帯主の年齢、持ち家率、平均消費性向、購入地域、貯蓄・負債の現在高と保有率、年間収入、家計資産、ジニ係数
福 井 県	総合政策部 政策統計・情 報課	05. 貯蓄・負債	2017県民手帳の中で、福井県の紹介ページで都道府県別、貯蓄現在高（二人以上の世帯）の数値を使用
長 野 県	企画振興部情 報政策課統計 室 統計第一 係	05. 貯蓄・負債	県民経済計算の生産系列中の公的非金融保険のうち、住宅ローン保険を提供する機関の生産額を推計する際に活用している。 〔具体的な推計方法〕 『全国消費実態調査』の各県1世帯当たりの負債残高のうち住宅・土地の負債額（2人以上世帯）に世帯数（2人以上世帯）を乗じた額に対する全国の当該数値の割合を国値に乗じて生産額を推計する。
坂 埴 科 町 郡	企画政策課	05. 貯蓄・負債 06. 資産	・町民の生活実態について 多様化する世帯の消費行動など町施策の立案にあたり参考としている。
岐 阜 県	環境生活部統 計課	05. 貯蓄・負債	○県民経済計算の支出系列の推計 ○県勢要覧（100の指標） ○岐阜県統計書
焼 津 市	総務課	05. 貯蓄・負債	焼津市統計書へ掲載している。
京 都 府	政策企画部 企画統計課	05. 貯蓄・負債	◇貯蓄・負債の現在高と保有率→府民経済計算の生産系列「金融・保険業」の推計で利用
泉 佐 野 市	市長公室 政 策推進課	05. 貯蓄・負債	泉佐野市統計書に集計結果を掲載。

市都 町道 村府 名県	部局名	利用している 集計事項	具体的な利用実績
市 豊 中	総務部行政総務課	05.貯蓄・負債	市発行の統計書にて下記集計事項を掲載（市HPにも公開） ・消費者世帯家計の貯蓄・負債の現在高と保有率（2人以上世帯）
島 根 県	政策企画局統計調査課生活消費G	05.貯蓄・負債	支払利子(全国銀行)及び消費者としてのFISIM計算 推計の分割比率の推計の際に、全国と島根県の負債現在高を使用。
岡 山 県	総合政策局統計分析課	05.貯蓄・負債	県民経済計算の支払利子の推計に一世帯あたりの負債現在高を使用（全国分）
市 岡 山	政策局 政策企画課 統計調査室	05.貯蓄・負債	・年報「岡山市の統計」において、「1か月間の収入と支出」、「貯蓄・負債の現在高と保有率」及び「主要耐久消費財の普及率」の結果を掲載。
香 川 県	政策部統計調査課	05.貯蓄・負債	負債現在高、住宅・土地のための負債額などを使用し、家計の財産所得の推計を行っています。
宮 崎 県	総合政策部統計調査課	05.貯蓄・負債 06.資産	平成26年全国消費実態調査結果の概要（宮崎県分）をまとめて公表を行った。
西 之 表 市	行政経営課	05.貯蓄・負債 06.資産	

注) 本表は、平成29年9月から10月にかけて、各府省・地方公共団体に利活用状況を照会したものを事務局で取りまとめたもの。

平成26年全国消費実態調査結果 第57表 年間収入十分位階級別1世帯当たり貯蓄・負債の現在高と保有率

総世帯

単位

千円

貯蓄・負債項目	平均	年間収入十分位階級 (万円)									
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
集計世帯数	53,037	2,722	3,542	4,470	5,144	5,671	5,499	6,126	6,042	5,983	6,207
世帯数分布(抽出率調整)	51,756,434	5,027,624	5,027,624	5,027,624	5,027,624	5,027,624	5,027,624	5,027,624	5,027,624	5,027,624	5,027,624
世帯人員(人)	2.39	1.29	1.48	1.78	2.05	2.35	2.51	2.88	3.02	3.13	3.46
持ち家率(現住居)(%)	1.14	0.33	0.48	0.64	0.76	0.99	1.25	1.43	1.60	1.75	2.11
年間収入(千円)	75.6	65.1	68.1	73.3	72.6	74.0	69.8	78.7	81.2	83.3	89.2
世帯主の年齢(歳)	5,367	1,116	2,034	2,724	3,336	4,030	4,822	5,794	7,042	8,734	14,041
現在高	57.6	65.4	64.5	61.9	60.2	58.3	52.6	52.8	52.0	52.3	54.9
貯蓄	14,520	7,070	9,995	11,307	13,394	13,682	13,094	14,936	15,757	18,245	28,492
通貨性預貯金	3,265	1,972	2,660	2,494	2,777	2,700	3,075	3,238	3,490	4,232	6,139
普通銀行等	2,610	1,501	2,012	1,943	2,149	2,122	2,462	2,531	2,792	3,470	5,227
郵便貯金銀行	654	471	648	552	628	578	613	707	698	762	912
定期性預貯金	5,880	3,489	4,794	5,131	6,170	5,831	5,234	5,851	6,154	6,379	9,939
普通銀行等	4,214	2,238	3,339	3,537	4,270	3,995	3,726	4,226	4,526	4,637	7,753
郵便貯金銀行	1,666	1,251	1,455	1,594	1,900	1,836	1,508	1,625	1,628	1,741	2,186
生命保険など	2,983	1,083	1,743	1,996	2,391	2,847	2,948	3,177	3,482	4,152	6,236
有価証券	2,135	509	750	1,629	2,002	2,182	1,693	2,442	2,219	2,943	5,172
株式・株式投資信託	1,504	313	471	1,016	1,320	1,524	1,181	1,794	1,510	2,271	3,796
債券・公社債投資信託	496	123	198	465	503	534	396	522	609	503	1,140
貸付信託・金銭信託	135	74	81	148	180	124	116	126	100	170	236
その他	258	18	48	58	54	121	144	228	412	538	1,006
(再掲)年金型貯蓄	701	212	415	421	490	663	646	741	889	1,020	1,593
(再掲)外貨預金・外債・外国株式	313	61	192	195	185	291	242	344	382	421	862
負債	4,124	379	450	989	1,233	2,349	4,176	5,567	7,034	8,315	11,554
住宅・土地のための負債	3,529	231	307	681	998	1,968	3,777	5,045	6,462	7,522	9,037
住宅・土地以外の負債	427	122	98	242	135	235	224	284	311	497	2,181
月賦・年賦	167	26	45	67	101	146	175	239	261	296	336

注：平均には、年間収入不詳の世帯を含む。

奨学金返還者の属性について（出典：日本学生支援機構「平成27年度 奨学金の返還者に関する属性調査結果」）

## 1. 奨学生本人の性別

性別	延滞者		無延滞者	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)
男性	1,599	54.4	1,506	48.3
女性	1,342	45.6	1,612	51.7
計	2,941	100.0	3,118	100.0

## 2. 奨学生本人の年齢

年齢(歳)	延滞者		無延滞者	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)
～24	183	6.2	926	29.7
25～29	741	25.2	1,164	37.3
30～34	1,192	40.5	727	23.3
35～39	528	18.0	216	6.9
40～44	197	6.7	56	1.8
45～49	68	2.3	20	0.6
50～	32	1.1	9	0.3
計	2,941	100.0	3,118	100.0

## 3. 奨学生本人の居住地域

地域	延滞者		無延滞者	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)
北海道	155	5.3	104	3.3
東北	259	8.8	231	7.4
関東 <sup>1)</sup>	445	15.1	693	22.2
東京	289	9.8	340	10.9
甲信越 <sup>2)</sup>	69	2.3	126	4.0
東海 <sup>3)</sup>	190	6.5	321	10.3
北陸	43	1.5	67	2.1
近畿	524	17.8	533	17.1
中国	159	5.4	208	6.7
四国	88	3.0	95	3.0
九州・沖縄	720	24.5	400	12.8
計	2,941	100.0	3,118	100.0

1) 東京除く

2) 山梨、長野、新潟

3) 静岡、愛知、三重、岐阜

## 【参考】平成27年度 奨学金の返還者に関する属性調査について

- 調査の目的：奨学金の延滞者および無延滞者の属性を把握し、今後の奨学金回収方針に役立てることとする。
- 調査の対象：(1) 平成27年11月末において、奨学金返還を3か月以上延滞している者（以下「延滞者」という。）を延滞年数および性別で層化し、無作為抽出した19,658人。  
(2) 平成27年11月末において、奨学金返還を延滞していない者（以下「無延滞者」という。）を学種および性別で層化し、無作為抽出した9,659人。
- 調査方法：インターネットにより調査質問への回答を求め、回答のない者に対しては、質問を記入した調査票を送付のうえ、返信用封筒により返送を依頼した。
- 調査の時期：平成28年1月
- 回答受入状況

	抽出人数	回答人数	回答率(%)	参考母数(H27年度末)
延滞者	19,658	2,941	15.0	164,635
無延滞者	9,659	3,118	32.3	3,483,982

※ 回答人数には無回答・不明回答を含まない。

(参考) 平成27年度末現在の状況

- ① 返還を要する者（返還期日到来分のみ） 3,811,494 人
- ② 返還している者 3,483,982 人
- ③ 1日以上の延滞者 327,512 人
- ④ 3か月以上の延滞者 164,635 人

## 4. 奨学金の種類

種別	延滞者		無延滞者	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)
第一種	1,312	44.6	1,201	38.5
第二種	1,300	44.2	1,561	50.1
両方	329	11.2	356	11.4
計	2,941	100.0	3,118	100.0

## 5. 奨学金の貸与学種

学種	延滞者		無延滞者	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)
高等学校	694	23.6	90	2.9
高等専門学校	6	0.2	31	1.0
短期大学	255	8.7	218	7.0
大学	1,343	45.7	1,884	60.4
大学院	62	2.1	378	12.1
専修学校専門課程	574	19.5	513	16.5
専修学校高等課程	7	0.2	4	0.1
計	2,941	100.0	3,118	100.0

## 6. 主な返還者

区分	延滞者		無延滞者	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)
奨学生本人	2,075	71.2	2,669	85.9
本人の父母	750	25.7	356	11.5
本人の兄弟姉妹	2	0.1	0	0.0
本人の祖父母	9	0.3	2	0.1
本人のおじ・おば	0	0.0	0	0.0
本人の配偶者	50	1.7	72	2.3
その他	29	1.0	8	0.3
計	2,915	100.0	3,107	100.0
無回答	26		11	

奨学金受給の状況について（出典：日本学生支援機構「平成26年度 学生生活調査結果」）

(%)

区分	希望及び受給の状況					
	大学 昼間部	短期大学 昼間部	大学院 修士課程	大学院 博士課程	大学院 専門職 学位課程	
国 立	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	受給者	49.4	・・・	55.9	66.7	45.1
	申請したが不採用	1.2	・・・	1.4	2.3	0.7
	希望するが申請しなかった	6.5	・・・	6.7	7.8	11.6
	必要ない	42.9	・・・	36.0	23.2	42.7
公 立	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	受給者	56.6	57.4	60.0	53.5	46.7
	申請したが不採用	1.1	0.6	1.7	2.0	1.1
	希望するが申請しなかった	4.8	5.5	6.6	8.9	12.2
	必要ない	37.5	36.5	31.7	35.6	40.0
私 立	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	受給者	51.4	52.6	53.8	52.5	56.6
	申請したが不採用	1.2	1.1	2.2	2.4	1.6
	希望するが申請しなかった	5.7	5.5	7.8	8.1	10.5
	必要ない	41.7	40.8	36.2	37.1	31.3
平 均	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	受給者	51.3	52.9	55.4	62.7	51.8
	申請したが不採用	1.2	1.0	1.7	2.3	1.2
	希望するが申請しなかった	5.8	5.5	7.1	7.9	11.0
	必要ない	41.7	40.6	35.8	27.1	35.9

1) 「配偶者あり」と回答した者は集計に含まない。

【参考】平成26年度 学生生活調査について

1. 調査の目的：この調査は、全国の学生を対象として、学生生活状況を把握することにより、学生生活の実状を明らかにし、学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。
2. 調査の対象：大学学部、短期大学本科及び大学院の学生（社会人学生を含む。通信課程、休学者及び外国人留学生は除く。）
3. 調査方法：各学校は、あらかじめこの調査の対象となる全在籍学生の中から、日本学生支援機構が依頼した調査数だけの学生を無作為に抽出し、所定の調査票により調査を行った。
4. 調査の時期：平成26年11月（隔年調査）
5. 調査数：大学、短期大学及び大学院の別、さらに大学及び短期大学については、昼間部、夜間部別、大学院については修士課程、博士課程、専門職学位課程別に、下記の抽出率によって在籍学生（平成26年5月1日現在の学校基本調査による。）から抽出した数で、全国の学生2,934,376人の中から99,842人を調査対象とした。（回収率46.2%、有効回答数45,577人）

区分	設置者別			
	国 立	公 立	私 立	
大学	昼 間 部	$\frac{2}{79}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{100}$
	夜 間 部	$\frac{30}{97}$	$\frac{53}{74}$	$\frac{7}{40}$
短期大学	昼 間 部	$\frac{22}{41}$	$\frac{2}{55}$	
	夜 間 部	$\frac{9}{10}$	$\frac{32}{47}$	
大学院	修 士 課 程	$\frac{4}{77}$	$\frac{13}{31}$	$\frac{5}{58}$
	博 士 課 程	$\frac{7}{44}$	$\frac{47}{65}$	$\frac{11}{32}$
	専門職学位課程	$\frac{49}{74}$	$\frac{79}{83}$	$\frac{29}{65}$

※上記の数値は、在籍学生数に対する依頼調査数の割合を示したものである。（依頼調査数／在籍学生数）

大学進学率について（出典：文部科学省「平成29年度学校基本調査」）  
（%）

区 分	大学（学部）への進学率 （過年度高卒者等を含む）		
	計	男	女
平成15年度	41.3	47.8	34.4
16	42.4	49.3	35.2
17	44.2	51.3	36.8
18	45.5	52.1	38.5
19	47.2	53.5	40.6
20	49.1	55.2	42.6
21	50.2	55.9	44.2
22	50.9	56.4	45.2
23	51.0	56.0	45.8
24	50.8	55.6	45.8
25	49.9	54.0	45.6
26	51.5	55.9	47.0
27	51.5	55.4	47.4
28	52.0	55.6	48.2
29	52.6	55.9	49.1